



令和8年度第1回浜松市福祉有償運送運営協議会の開催について

浜松市福祉有償運送運営協議会は、道路運送法施行規則第49条第2号に規定する福祉有償運送※の本市における必要性、福祉有償を行う場合における旅客から収受する対価及び適正な運行のために必要となる事項等を協議することを目的としています。

今年度、第1回目の浜松市福祉有償運送運営協議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日時・場所

令和8年7月3日（金）10時00分から11時00分まで
浜松市役所 8階 第3委員会室

2 会議内容

- (1) 浜松市福祉有償運送ガイドラインの改正について
- (2) その他

※福祉有償運送とは、自家用旅客有償運送のひとつで、タクシー等の公共交通機関によっては要介護、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合にNPOや社会福祉法人等が、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う有償（実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価による）のドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。